

○厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号）（傍線の部分は改正部分）

| 改<br>正<br>案 | 現<br>行 |
|-------------|--------|
|-------------|--------|

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費の算定方法  
イ 指定通所介護の月平均の利用者の数（指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受けかつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一體的に運営されている場合については、指定通所介護の利用者の数及び指定介護予防通所介護の利用者の数の合計数）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における通所介護費（小規模型通所介護費又は通常規模型通所介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

| 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準   | 厚生労働大臣が定める通所介護費の算定方法   |
|--|--|
| 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第百十九条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。 | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例 |

により算定する。

| 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準   | 厚生労働大臣が定める通所介護費の算定方法   |
|--|--|
| ハ 指定通所介護事業所の看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における通所介護費（小規模型通所介護費又は通常規模型通所介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。 | 指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例 |

により算定する。

| 厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準 | 厚生労働大臣が定める通所介護費の算定方法 |
|----------------------------|----------------------|
| 厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準 | 厚生労働大臣が定める通所介護費の算定方法 |

により算定する。

| 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準   | 厚生労働大臣が定める通所介護費の算定方法   |
|--|--|
| 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第百十九条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。 | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例 |

1

| 厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準 | 厚生労働大臣が定める通所介護費の算定方法 |
|----------------------------|----------------------|
| 厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準 | 厚生労働大臣が定める通所介護費の算定方法 |

条に定める員数を置いていないこと。

位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

二 指定療養通所介護事業所（指定居宅サービス基準第百五条の四に規定する指定療養通所介護事業所をいう。以下同じ。）の

看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における通所介護費（療養通所介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

| 厚生労働大臣が定める看護職員<br>又は介護職員の員数の基準   | 厚生労働大臣が定める通所介護<br>費の算定方法  |
|----------------------------------|---|
| 指定期宅サービス基準第百五条の四に定める員数を置いていないこと。 | 指定期宅サービスの所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。 |

一 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに通所リハビリテーション費の算定方法

イ 指定期宅サービス基準第百五条の四に定める員数を置いていないこと。  
指定期宅サービスの所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

一 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに通所リハビリテーション費の算定方法  
イ 指定期宅サービス基準第百五条の四に定める員数を置いていないこと。  
指定期宅サービスの所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準

厚生労働大臣が定める通所リハビリテーション費の算定方法

施行規則第百二十条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。

厚生労働大臣が定める通所リハビリテーション費の算定方法  
により算定する。

ロ 指定期宅サービス基準第百十一条に定める員数を置いていないこと。  
厚生労働大臣が定める医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員の員数の基準

厚生労働大臣が定める通所リハビリテーション費の算定方法  
により算定する。

厚生労働大臣が定める医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員の員数の基準

厚生労働大臣が定める通所リハビリテーション費の算定方法  
により算定する。

員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第九十三条に定める員数を置いてないこと。

位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

一 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに通所リハビリテーション費の算定方法

イ 指定期宅サービス基準第百五条の四に定める員数を置いていないこと。  
指定期宅サービスの所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準

厚生労働大臣が定める通所リハビリテーション費の算定方法

施行規則第百二十条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。

厚生労働大臣が定める通所リハビリテーション費の算定方法  
により算定する。

ロ 指定期宅サービス基準第百十一条に定める員数を置いていないこと。  
厚生労働大臣が定める医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員の員数の基準

厚生労働大臣が定める通所リハビリテーション費の算定方法  
により算定する。

厚生労働大臣が定める医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員の員数の基準

厚生労働大臣が定める通所リハビリテーション費の算定方法  
により算定する。

こと。

十を乗じて得た単位数を用いて  
、指定居宅サービスに要する費  
用の額の算定に関する基準の例  
により算定する。

こと。

十を乗じて得た単位数を用いて  
、指定居宅サービスに要する費  
用の額の算定に関する基準の例  
により算定する。

三 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに短期入所生活介護費の算定方法  
イ 指定短期入所生活介護の月平均の利用者の数（指定居宅サービス基準第二百二十二条第二項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所にあっては、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの人所者の数の合計数）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における短期入所生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

| 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準  | 厚生労働大臣が定める短期入所生活介護費の算定方法   |
|---|--|
| 指定居宅サービス基準第二百二十二条第二項の規定の適用を受けない指定短期入所生活介護事業所にあっては、施行規則第二百二十二条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること（老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第十条の四第一項第三号の規定による市町村が行つた措置によりやむを得ず）、利用定員に二を加えて得た数 | 指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。 |

| 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準  | 厚生労働大臣が定める短期入所生活介護費の算定方法   |
|---|--|
| 指定居宅サービス基準第二百二十二条第二項の規定の適用を受けない指定短期入所生活介護事業所にあっては、施行規則第二百二十二条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること（老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第十条の四第一項第三号の規定による市町村が行つた措置によりやむを得ず）、利用定員に二を加えて得た数 | 指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。 |

|  |   |
|--|---|
| 指定居宅サービス基準第二百二十二条第二項の規定の適用を受けない指定短期入所生活介護事業所にあっては、施行規則第二百二十二条の規定に基づき都道府県知事に提出した特別養護老人ホームの入所定員を超える場合又は指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の百五を乗じて得た数（人所定員が四十を超えては、人所定員が四十を算定する場合にあっては、人所定員の数に百分の百五を乗じて得た数）。 | 利用定員を超える場合又は指定居宅サービス介護給付費単位数表の8のホスピタル短期入所生活介護事業所の入所定員の数に百分の百五を乗じて得た数（人所定員が四十を超えては、人所定員が四十を算定する場合にあっては、人所定員の数に百分の百五を乗じて得た数）。 |
|--|---|

|  |  |
|--|--|
| 指定居宅サービス基準第二百二十二条第二項の規定の適用を受けない指定短期入所生活介護事業所にあっては、施行規則第二百二十二条の規定に基づき都道府県知事に提出した特別養護老人ホームの入所定員を超える場合又は指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の百五を乗じて得た数（人所定員が四十を超えては、人所定員が四十を算定する場合にあっては、人所定員の数に百分の百五を乗じて得た数）。 | 利用定員を超える場合又は指定居宅サービス基準第二百二十二条第二項の規定の適用を受けない指定短期入所生活介護事業所にあっては、施行規則第二百二十二条の規定に基づき都道府県知事に提出した特別養護老人ホームの入所定員を超える場合又は指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の百五を乗じて得た数（人所定員が四十を超えては、人所定員が四十を算定する場合にあっては、人所定員の数に百分の百五を乗じて得た数）。 |
|--|--|

三 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに短期入所生活介護費の算定方法  
イ 指定短期入所生活介護の月平均の利用者の数（指定居宅サービス基準第二百二十二条第二項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所にあっては、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの人所者の数の合計数）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における短期入所生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

三 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに短期入所生活介護費の算定方法  
イ 指定短期入所生活介護の月平均の利用者の数（指定居宅サービス基準第二百二十二条第二項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所にあっては、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの人所者の数の合計数）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における短期入所生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。



(当該指定短期人所生活介護事業所が一部ユニット型指定短期人所生活介護事業所である場合にあつては、当該指定短期人所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数及び当該指定短期人所生活介護事業所のユニット部分に係る指定居宅サービス基準第百二十二条に定める介護職員又は看護職員の員数)が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期人所生活介護費(単独型ユニット型短期人所生活介護費に限る。)については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

| 厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数の基準                 | 厚生労働大臣が定める短期人所生活介護費の算定方法   |
|--|--|
| 利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上の介護職員又は看護職員を置いていないこと | 指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。 |

本  
指定期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合(当該指定短期人所生活介護事業所が併設事業所であつて、その併設本体施設が一部ユニット型特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームのユニット部分について必要とする介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含み、当該指定短期人所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第二十一条第二項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームのユニット部分について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いてない場合を含む。)における短期人所生活介護費(

併設型ユニット型短期人所生活介護費に限る。)については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

| 厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数の基準                 | 厚生労働大臣が定める短期人所生活介護費の算定方法   |
|--|--|
| 利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上の介護職員又は看護職員を置いていないこと | 指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。 |

併設型ユニット型短期人所生活介護費に限る。)については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

| 厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数の基準                 | 厚生労働大臣が定める短期人所生活介護費の算定方法   |
|--|--|
| 利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上の介護職員又は看護職員を置いていないこと | 指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。 |

併設型ユニット型短期人所生活介護費に限る。)については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

| 厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数の基準                 | 厚生労働大臣が定める短期人所生活介護費の算定方法   |
|--|--|
| 利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上の介護職員又は看護職員を置いていないこと | 指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。 |

併設型ユニット型短期人所生活介護費に限る。)については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

| 厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数の基準                 | 厚生労働大臣が定める短期人所生活介護費の算定方法   |
|--|--|
| 利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上の介護職員又は看護職員を置いていないこと | 指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。 |

併設型ユニット型短期人所生活介護費に限る。)については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

| 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準   | 厚生労働大臣が定める短期人所療養介護費の算定方法 |
|--|--------------------------|
| 指定短期人所療養介護の利用者の数及び人所者の数の合計数が十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定方法 | 厚生労働大臣が定める短期人所療養介護費の算定方法 |

| 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準   | 厚生労働大臣が定める短期人所療養介護費の算定方法 |
|--|--------------------------|
| 指定短期人所療養介護の利用者の数及び人所者の数の合計数が十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定方法 | 厚生労働大臣が定める短期人所療養介護費の算定方法 |

人所者の定員（指定居宅サービス介護給付費単位数表9イ(6)）により算定する。

用の額の算定に関する基準の例により算定する。

人所者の定員を超えること。

用の額の算定に関する基準の例により算定する。

規定期人所療養介護事業所の医師、看護職員、介護職員の算定する緊急短期人所ネットワーク加算を算定する場合にあっては、一定員に百分の百五を乗じて得た数）を超えること。

- (2) 指定期人所療養介護事業所の医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法上の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期人所療養介護費（介護老人保健施設短期人所療養介護費及び特定介護老人保健施設短期人所療養介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

| 厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員又は作業療法士の員数の基準   | 厚生労働大臣が定める短期人所療養介護費の算定方法              |
|---|---------------------------------------|
| 指定居宅サービス基準第百四十一条に定める員数を置いておらず、又は当該指定短期人所療養介護事業所のユニット部分（指定居宅サービス基準第百五十五条の十四に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分について、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。） | 厚生労働大臣が定める員数を用いて、同表の下欄に掲げるところにより算定する。 |

(3) 指定期人所療養介護事業所の医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法上の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期人所療養介護費（ユニット型介護老人保健施設短期人所療養介護費及び特定介護老人保健施設短期人所療養介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める員数を置いておらず、又は当該指定短期人所療養介護事業所の員数の基準

厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員又は作業療法士の員数の基準

(3) 指定期人所療養介護事業所の医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法上の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期人所療養介護費（ユニット型介護老人保健施設短期人所療養介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める員数を置いておらず、又は当該指定短期人所療養介護事業所の員数の基準

厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員又は作業療法士の員数の基準

| 厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員又は作業療法士の員数の基準   | 厚生労働大臣が定める短期人所療養介護費の算定方法              |
|---|---------------------------------------|
| 指定居宅サービス基準第百四十一条に定める員数を置いておらず、又は当該指定短期人所療養介護事業所のユニット部分（指定居宅サービス基準第百五十五条の十四に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分について、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。） | 厚生労働大臣が定める員数を用いて、同表の下欄に掲げるところにより算定する。 |

| 厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員又は作業療法士の員数の基準         | 厚生労働大臣が定める短期人所療養介護費の算定方法              |
|---|---------------------------------------|
| 厚生労働大臣が定める員数を置いておらず、又は当該指定短期人所療養介護事業所の員数の基準 | 厚生労働大臣が定める員数を用いて、同表の下欄に掲げるところにより算定する。 |

| 厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員又は作業療法士の員数の基準         | 厚生労働大臣が定める短期人所療養介護費の算定方法              |
|---|---------------------------------------|
| 厚生労働大臣が定める員数を置いておらず、又は当該指定短期人所療養介護事業所の員数の基準 | 厚生労働大臣が定める員数を用いて、同表の下欄に掲げるところにより算定する。 |

| 厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員又は作業療法士の員数の基準         | 厚生労働大臣が定める短期人所療養介護費の算定方法              |
|---|---------------------------------------|
| 厚生労働大臣が定める員数を置いておらず、又は当該指定短期人所療養介護事業所の員数の基準 | 厚生労働大臣が定める員数を用いて、同表の下欄に掲げるところにより算定する。 |

サービス基準第百四十二条に定める員数の医師、理学療法士若しくは作業療法士を置いておらず、又は当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。）。

（口）病院である指定短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法

- (1) 指定短期入所療養介護の月平均の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における短期入所療養介護費については、同表の下欄に掲げることにより算定する。
- (2) 指定短期入所療養介護費の算定方法

| 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準  | 厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法   |
|---|--|
| 指定短期入所療養介護を行う病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の合計数が施行規則第二百二十二条の規定に基づき都道府県知事に提出した入院患者の定員（一）位数表（9口）又は（二）位数表（9口）（6）又は（二）（6）に規定する緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合にあっては、入院患者の定員に百分の百五を乗じて得た数）を超えること。 | 指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。 |

乗じて得た数）を超えること。

- (2) 指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費（病院療養病床短期入所療養介護費及び特定病院療養病床短期入所療養介護費並びに認知症疾患型短期入所療養介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げることにより算定する。

（口）病院である指定短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法

- (1) 指定短期入所療養介護の月平均の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における短期入所療養介護費については、同表の下欄に掲げることにより算定する。
- (2) 指定短期入所療養介護費の算定方法

| 厚生労働大臣が定める地城<br>護職員又は介護職員の員数の基準   | 厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法  |
|---|---|
| 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定短期入所療養介護事業所において、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定短期入所療養介護を行なう病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、 | 指定居宅サービス介護給付費単位数表の病院療養病床短期入所療養介護費（病院療養病床短期入所療養介護費及び特定認知症疾患型短期入所療養介護費又は認知症疾患型短期入所療養介護費（若しくは特定認知症疾患型短期入所療養介護費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た数を用いて、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定短期入所療養介護を行なう病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、 |

サービス基準第百四十二条に定める員数の医師、理学療法士若しくは作業療法士を置いておらず、又は当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。）。

（口）病院である指定短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法

| 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準  | 厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法   |
|---|--|
| 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定短期入所療養介護事業所において、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定短期入所療養介護を行なう病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、 | 指定居宅サービス介護給付費単位数表の病院療養病床短期入所療養介護費（病院療養病床短期入所療養介護費及び認知症疾患型短期入所療養介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げることにより算定する。 |

- (2) 指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費（病院療養病床短期入所療養介護費及び認知症疾患型短期入所療養介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げることにより算定する。

（口）病院である指定短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法

- (1) 指定短期入所療養介護の月平均の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における短期入所療養介護費については、同表の下欄に掲げることにより算定する。
- (2) 指定短期入所療養介護費の算定方法

| 厚生労働大臣が定める地城<br>護職員又は介護職員の員数の基準   | 厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法   |
|---|--|
| 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定短期入所療養介護事業所において、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定短期入所療養介護を行なう病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、 | 指定居宅サービス介護給付費単位数表の病院療養病床短期入所療養介護費（病院療養病床短期入所療養介護費及び認知症疾患型短期入所療養介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げることにより算定する。 |

指定居宅サービス基準第百四十

二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いている場合を含む。」。

指定居宅サービス基準第百四十

二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていない場合を含む。）。

指定居宅サービス基準第百四十

二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていないこと（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていない場合を含む。）。

指定居宅サービス基準第百四十

二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いている場合を含む。）。

指定居宅サービス基準第百四十

二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていない場合を含む。）。

指定居宅サービス基準第百四十

二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていないこと（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていない場合を含む。）。

指定居宅サービス基準第百四十

二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いている場合を含む。）。

指定居宅サービス基準第百四十

二条に定める員数の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

指定居宅サービス基準第百四十

二条に定める員数の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数から十二単位を控除して得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていないこと（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短

期に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおいて、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。）。

二条に定める員数の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数又は特定病院療養病床短期入所療養介護費若しくは特定認知症患者に対する基準の例により算定する。

二条に定める員数の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数から十二単位を控除して得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の看護師を置いていること（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短

期人所療養介護事業所である場

二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていないこと（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていない場合を含む。）。

二条に定める員数の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数又は特定病院療養病床短期入所療養介護費若しくは特定認知症患者に対する基準の例により算定する。

二条に定める員数の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数から十二単位を控除して得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の看護師を置いていること（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短

期人所療養介護事業所である場

合にあつては、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定短期人所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いている場合を含む。）。

(3) 指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費（ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費及び特定病院療養病床短期入所療養介護費並びにユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費及び特定認知症疾患型短期入所療養介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

| 厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準  | 厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法   |
|--|--|
| 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定短期入 | 指定居宅サービス介護給付費単位数表のユニット型病院療養病床短期入所療養介護費若しくは特定病院療養病床短期入所療養介護費又はユニット型認知症疾患費用の額の算定に關する基準により算定する。 |

患型短期入所療養介護費若しくは特定認知症疾患型短期入所療養介護費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に關する基準の例により算定する。

所療養介護事業所において、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていないこと（当該指定短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期人所療養介護事業所である場合にあつては、当該指定短期人所療養介護

合にあつては、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定短期人所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いている場合を含む。）。

(3) 指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費（ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費及びユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

| 厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準  | 厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法  |
|--|---|
| 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定短期入 | 指定居宅サービス介護給付費単位数表のユニット型病院療養病床短期入所療養介護費又はユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費の所定単位数に百分の例により算定する。 |

九十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に關する基準の例により算定する。

人所療養介護事業所において、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていないこと（当該指定短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該指定短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該指定短期人所療養介護

指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと（当該指定短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期人所療養介護事業所である場合にあつては、当該指定短期人所療養介護

指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと（当該指定短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該指定短期人所療養介護

事業所のユニット部分について  
、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていない場合を含む。」。

指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていないこと（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期人所療養介護事業所である場合にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分について、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。）。

かつ、指定短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いている場合を含む。）。

る費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

指定居宅サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数又は特定病院療養病床短期人所療養介護費若しくは特定認知症疾患型短期人所療養介護費に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期人所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおいて、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず（当該指定短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期人所療養介護事業所である場合にあつては、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いている場合を含む。）。

指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていないこと（当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を含む。）。

別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期人所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおいて、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず（当該指定短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期人所療養介護事業所である場合にあつては、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていること（当該指定短期人所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期人所療養介護事業所である場合にあつては、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定短期人所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いている場合を含む。）。

指定居宅サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数から十二単位を控除して得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

事業所のユニット部分について  
、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていない場合を含む。）。

指定居宅サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準

厚生労働大臣が定める短期人所療養介護費の算定方法

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準

厚生労働大臣が定める短期人所療養介護費の算定方法

指定短期人所療養介護を行う病室における指定短期人所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が施行規則第百二十二条の規定に基づき都道府県知事に提出した入院患者の定員（人）を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

指定居宅サービス介護給付費単位数表9ハ(6)に規定する緊急期人所ネットワーク加算を算定する場合にあつては、入院患者の定員に百分の百五を乗じて得た数）を超えること。

指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

指定短期人所療養介護を行う病室における指定短期人所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が施行規則第百二十二条の規定に基づき都道府県知事に提出した入院患者の定員を超えること。

指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

| 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準                      | 厚生労働大臣が定める認知症対応型共同生活介護費の算定方法  |
|---|---|
| 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準並びに認知症対応型共同生活介護費の算定方法 | 厚生労働大臣が定める認知症対応型共同生活介護の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における認知症対応型共同生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。 |

施行規則第百二十三条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。

| 厚生労働大臣が定める介護従業者の員数の基準                      | 厚生労働大臣が定める看護職員等の員数の基準及び特定施設入居者生活介護費の算定方法   |
|--|--|
| 厚生労働大臣が定める看護職員等の員数の基準並びに認知症対応型共同生活介護費の算定方法 | 厚生労働大臣が定める看護職員等の員数の基準並びに認知症対応型共同生活介護費の算定方法 |

厚生労働大臣が定める看護職員等の員数の基準並びに認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における特定施設入居者生活介護費（特定施設入居者生活介護費に限る。）については、表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める看護職員等の員数の基準並びに認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における特定施設入居者生活介護費（特定施設入居者生活介護費に限る。）については、表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める看護職員等の員数の基準並びに認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における特定施設入居者生活介護費（特定施設入居者生活介護費に限る。）については、表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める看護職員等の員数の基準並びに認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における特定施設入居者生活介護費（特定施設入居者生活介護費に限る。）については、表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める看護職員等の員数の基準及び特定施設入居者生活介護費の算定方法

イ 指定特定施設の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における特定施設入居者生活介護費（特定施設入居者生活介護費に限る。）については、表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める看護職員等の員数の基準及び特定施設入居者生活介護費の算定方法

イ 指定特定施設の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における特定施設入居者生活介護費（特定施設入居者生活介護費に限る。）については、表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める看護職員等の員数の基準及び特定施設入居者生活介護費の算定方法

五 条に定める員数を置いていない

厚生労働大臣が定める看護職員等の員数の基準及び特定施設入居者生活介護費の算定方法

五 条に定める員数を置いていない

いこと。

十を乗じて得た単位数を用いて  
、指定居宅サービスに要する費  
用の額の算定に関する基準の例  
により算定する。

□ 外部サービス利用型特定施設従業者（指定居宅サービス基準  
第一百九十二条の四に規定する外部サービス利用型特定施設従業  
者をいう。以下同じ。）の員数が次の表の上欄に掲げる員数の  
基準に該当する場合における特定施設人居者生活介護費（外部  
サービス利用型特定施設人居者生活介護費の外部サービス利用  
型特定施設入居者生活介護基本サービス費に限る。）について  
は、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

| 厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設従業者の員<br>数の基準      | 厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設従業者<br>の員数 |
|---|-----------------------------------|
| 指定居宅サービス基準第百九十二条の四第一項に定める員数を<br>置いていないこと。 | 厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設従業者<br>の員数 |

六 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数  
の基準並びに認知症対応型通所介護費の算定方法

イ 指定認知症対応型通所介護の月平均の利用者の数が次の表の  
上欄に掲げる基準に該当する場合における認知症対応型通所介  
護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

| 厚生労働大臣が定める利用者の<br>数の基準                               | 厚生労働大臣が定める認知症対<br>応型通所介護費の算定方法   |
|--|--|
| 施行規則第二百三十一条の三の規定に基づき市町村長に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。 | 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二号）別表指定地域密着型サービス「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」（以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。 |

ロ 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の看護職員又は介護職員の員数の基準

厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における認知症対応型通所介護費（認知症対応型通所介護費（ⅰ）又は認知症対応型通所介護費（ⅱ）に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

| 厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準   | 厚生労働大臣が定める認知症対応型通所介護費の算定方法   |
|--|--|
| 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第号。以下「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」） | 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。 |

いこと。

十を乗じて得た単位数を用いて  
、指定居宅サービスに要する費  
用の額の算定に関する基準の例  
により算定する。

| 厚生労働大臣が定める認知症対応型通所介護事業所の看護職員又は介護職員の員数の基準   | 厚生労働大臣が定める認知症対応型通所介護費の算定方法   |
|--|--|
| 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第号。以下「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」） | 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。 |

型サービス基準」という。) 第四十二条に定める員数を置いて、ないこと。

スに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ハ 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における認知症対応型通所介護費(認知症対応型通所介護費(II))に限る。)については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

|  |  |
|--|--|
| 厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準                                   | 厚生労働大臣が定める認知症対応型通所介護費の算定方法   |
| 指定地域密着型サービス基準第百三十二条の四の規定に基づき市町村長に提出した運営規程に定められている登録定員を超えること。 | 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。 |

厚生労働大臣が定める登録者の

厚生労働大臣が定める小規模多機能型居宅介護費の算定方法

| 数の基準   | 機能型居宅介護費の算定方法   |
|--|---|
| 指定地域密着型サービス基準第百三十二条の四の規定に基づき市町村長に提出した運営規程に定められている登録定員を超えること。 | 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。        |
| 厚生労働大臣が定める指定小規模多機能型居宅介護従業者の員数の基準                             | 厚生労働大臣が定める小規模多機能型居宅介護従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における小規模多機能型居宅介護費について、同表の下欄に掲げるところにより算定する。 |

口 指定小規模多機能型通所介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における小規模多機能型居宅介護従業者の員数の基準

譲 従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当すること。

厚生労働大臣が定める指定小規模多機能型居宅介護従業者の員数の基準

八 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び介護従業者の員数の基準並びに認知症対応型共同生活介護費の算定方法

イ 指定認知症対応型共同生活介護の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における認知症対応型共同生活介

護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の  
数の基準

施行規則第二百二十二条の規定に  
基づき市町村長に提出した運営  
規程に定められている利用定員  
を超えること。

厚生労働大臣が定める認知症対  
応型共同生活介護費の算定方法

厚生労働大臣が定める認知症対  
応型共同生活介護費の算定方法

付費単位数表の所定単位数に百  
分の七十を乗じて得た単位数を  
用いて、指定地域密着型サービ  
スに要する費用の額の算定に関  
する基準の例により算定する。

□ 指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者の員数が  
次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における認知  
症対応型共同生活介護費については、同表の下欄に掲げるとこ  
ろにより算定する。

| 厚生労働大臣が定める介護従業<br>者の員数の基準                 | 厚生労働大臣が定める認知症対<br>応型共同生活介護費の算定方法   |
|---|--|
| 指定地域密着型サービス基準第<br>九十条に定める員数を置いてい<br>ないこと。 | 指定地域密着型サービス介護給<br>付費単位数表の所定単位数に百<br>分の七十を乗じて得た単位数を<br>用いて、指定地域密着型サービ<br>スに要する費用の額の算定に関<br>する基準の例により算定する。 |

| 九<br>厚生労働大臣が定める看護職員<br>又は介護職員の員数の基準       | 厚生労働大臣が定める地域密着<br>型特定施設入居者生活介護費の<br>算定方法   |
|---|--|
| 指定地域密着型サービス基準第<br>百十条に定める員数を置いてい<br>ないこと。 | 指定地域密着型サービス介護給<br>付費単位数表の所定単位数に百<br>分の七十を乗じて得た単位数を<br>用いて、指定地域密着型サービ<br>スに要する費用の額の算定に関<br>する基準の例により算定する。 |

指定地域密着型特定施設の看護職員又は介護職員の員数が次の  
表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における地域密着型  
特定施設入居者生活介護費については、同表の下欄に掲げるとこ  
ろにより算定する。

| 厚生労働大臣が定める看護職員<br>又は介護職員の員数の基準           | 厚生労働大臣が定める地域密着<br>型特定施設入居者生活介護費の<br>算定方法   |
|--|--|
| 厚生労働大臣が定める地域密着<br>型特定施設入居者生活介護費の<br>算定方法 | 指定地域密着型サービス介護給<br>付費単位数表の所定単位数に百<br>分の七十を乗じて得た単位数を<br>用いて、指定地域密着型サービ<br>スに要する費用の額の算定に関<br>する基準の例により算定する。 |

厚生労働大臣が定める人所者の  
数の基準

厚生労働大臣が定める地域密着  
型介護福祉施設サービス費の算  
定方法

厚生労働大臣が定める人所者の  
数の基準

の基準並びに地域密着型介護福  
祉施設サービス費の算定方法

イ 指定地域密着型介護老人福  
祉施設の月平均の人所者の数が次  
の表の上欄に掲げる基準に該  
当する場合における地域密着型介  
護福祉施設サービス費につい  
ては、同表の下欄に掲げるところ  
により算定する。

施行規則第二百二十二条の七の規  
定に基づき市町村長に提出した

地域密着型サービス介護給付費  
単位数表の所定単位数に百分の

運営規程に定められている人所定員を超えること（老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一項第二号の規定による市町村が行つた措置又は病院若しくは診療所に入院中の入所者の再入所の時期が見込みより早い時期となつたことにより、人所定員を超えることが、やむを得ない場合にあつては人所定員の数に百分の百五を乗じて得た数（人所定員が四十を超える場合にあつては、人所定員に二を加えて得た数）を、当該地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所の施設を利用して地域密着型介護福祉施設サービスを提供することにより、人所定員を超えることが、要介護被保険者の緊急その他の事情を勘案してやむを得ない場合にあつては人所定員の数に百分の百五を乗じて得た数を超えること。）。

七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

口 指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における地域密着型介護福祉施設サービス費及び絶過的地域密着型介護福祉施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

| 厚生労働大臣が定める介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数の基準   | 厚生労働大臣が定める地域密着型介護福祉施設サービス費の算定方法  |
|--|--|
| 指定地域密着型サービス基準第一百二十二条に定める員数を置いたいないこと（当該指定地域密着型介護老人福祉施設が一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準第百七十七条に規定するユニット部分）と同一の部分について、同じく一部ユニット型地域密着型指定地域密着型サービス基準第一百二十三条に定める員数の介護職員又は看護職員を置いていない場合を含む。）。 | 指定地域密着型サービス基準第一百二十二条に定める員数を置いたいないこと（当該指定地域密着型介護老人福祉施設のユニット部分（指定地域密着型サービス基準第一百七十七条に規定するユニット部分を除く。以下この号において同じ。）以外の部分について、同じく一部ユニット型地域密着型指定地域密着型サービス基準第一百二十三条に定める員数の介護職員又は看護職員を置いていない場合を含む。）。 |

ハ 指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合におけるユニット型地域密着型介護福祉施設サービ

ス費及びユニット型経過的介護老人福祉施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数の基準

常勤換算方法で、人居者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上の介護職員又は看護職員の数を算出する。又は指定地域密着型サービス基準第百三十二条に定める員数の介護支援専門員を置いていないこと（当該指定地域密着型介護老人福祉施設が一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設である場合にあつては、指定地域密着型サービス基準第百三十一条に定める員数の介護支援専門員を置いておらず、又は当該指定地域密着型介護老人福祉施設のユニット部分について、常勤換算方法で、当該指定地域密着型介護老人福祉施設のユニット部分の人居者の数の合計数が三又はその端数を増すことに以上の中の介護職員の数を置いていない場合を含む。）。

厚生労働大臣が定める地域密着型介護福祉施設サービス費の算定方法

指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の介護職員及び看護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

十一 厚生労働大臣が定める人所者の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに介護福祉施設サービス費の算定方法  
イ 指定介護老人福祉施設の月平均の入所者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護福祉施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める人所者の数の基準

厚生労働大臣が定める介護福祉施設サービス費の算定方法

施行規則第百三十四条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている人所定員を超えること（老人福祉法第十条の四第一項第二号又は第十二条第一項第二号の規定による市町村が行った措置又は病院若しくは診療所に入院中の入所者の再入所の時期が見込みより早い時期となつたことにより、人所定員を超えることが、やむを得ない場合にあつては人所定員の数に百分の百五を乗じて得た数（人所定員が四十を超える場合にあつては、人所定員に二を加えて得た数）を、当該介護老人福祉施設に併設される指定短期人所生活介護事業所の施設を利用して介護福祉施設サービ

七 厚生労働大臣が定める入所者の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに介護福祉施設サービス費の算定方法  
イ 指定介護老人福祉施設の月平均の入所者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護福祉施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める入所者の数の基準

厚生労働大臣が定める介護福祉施設サービス費の算定方法

施行規則第百三十四条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている人所定員を超えること（老人福祉法第十条の四第一項第二号又は第十二条第一項第二号の規定による市町村が行った措置又は病院若しくは診療所に入院中の入所者の再入所の時期が見込みより早い時期となつたことにより、人所定員を超えることが、やむを得ない場合にあつては人所定員に二を加えて得た数）を、当該介護老人福祉施設に併設される指定短期人所生活介護事業所の施設を利用して介護福祉施設サービ

ス費及びユニット型経過的介護老人福祉施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数の基準

厚生労働大臣が定める介護福祉施設サービス費の算定方法

厚生労働大臣が定める入所者の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに介護福祉施設サービス費の算定方法  
イ 指定介護老人福祉施設の月平均の入所者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護福祉施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める入所者の数の基準

厚生労働大臣が定める介護福祉施設サービス費の算定方法

厚生労働大臣が定める入所者の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに介護福祉施設サービス費の算定方法  
イ 指定介護老人福祉施設の月平均の入所者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護福祉施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

スを提供することにより、人所定員を超えることが、要介護被保険者の緊急その他の事情を勘案してやむを得ない場合にあっては人所定員の数に百分の百五を乗じて得た数を超えること。

ロ 指定介護老人福祉施設の介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護福祉施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

| 厚生労働大臣が定める介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数の基準         | 厚生労働大臣が定める介護福祉施設サービス費の算定方法                 |
|--|--|
| 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十九号) | 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護職員及び看護職員の配置に応じた所定単位数に |

以下「指定介護老人福祉施設基準」という。」第二条に定める員数を置いていないこと(当該指定介護老人福祉施設が一部ユニット型指定介護老人福祉施設が一部ユニット型指定介護老人福祉施設をいう。

百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ハ 指定介護老人福祉施設の介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合におけるユニット型介護福祉施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

| 厚生労働大臣が定める介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数の基準         | 厚生労働大臣が定める介護福祉施設サービス費の算定方法                 |
|--|--|
| 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十九号) | 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護職員及び看護職員の配置に応じた所定単位数に |

以下「指定介護老人福祉施設基準」という。」第二条に定める員数を置いていないこと(当該指定介護老人福祉施設が一部ユニット型指定介護老人福祉施設をいう。

百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数の基準

厚生労働大臣が定める介護福祉施設サービス費の算定方法

厚生労働大臣が定める介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数の基準

厚生労働大臣が定める介護福祉施設サービス費の算定方法

常勤換算方法で、人居者の数の合計数が二又はその端数を増すごとに一以上の介護職員又は看護職員の数を置いておらず、又は指定介護老人福祉施設基準第二条に定める員数の介護支援専門員を置いていないこと（当該指定介護老人福祉施設が一部ユニット型指定介護老人福祉施設である場合にあっては、指定介護老人福祉施設第二条に定める員数の介護支援専門員を置いておらず、又は当該指定介護老人福祉施設のユニット部分について、常勤換算方法で、当該指定介護老人福祉施設のユニット部分の人居者の数の合計数が三又はその端数を増すことに一以上の介護職員又は看護職員の数を置いていない場合を含む。）。

指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護職員及び看護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

常勤換算方法で、人居者の数の合計数が二又はその端数を増すごとに一以上の介護職員又は看護職員の数を置いておらず、又は指定介護老人福祉施設基準第二条に定める員数の介護支援専門員を置いておらず、又は当該指定介護老人福祉施設のユニット部分について、常勤換算方法で、当該指定介護老人福祉施設のユニット部分の人居者の数の合計数が三又はその端数を増すことに一以上の介護職員又は看護職員の数を置いていない場合を含む。

指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護職員及び看護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

## 十二 厚生労働大臣が定める人所者の数の基準

厚生労働大臣が定める人所者の数の基準並びに介護保健施設サービス費の算定方法

厚生労働大臣が定める人所者の数の基準並びに介護保健施設サービス費の算定方法

げる基準に該当する場合における介護保健施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める人所者の数の基準  
施行規則第二百三十六条第一項の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められる人所定員を超えること。

厚生労働大臣が定める介護保健施設サービス費の算定方法  
指定施設サービス等介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

厚生労働大臣が定める人所者の数の基準  
施行規則第二百三十六条第一項の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められる人所定員を超えること。

厚生労働大臣が定める介護保健施設サービス費の算定方法  
指定施設サービス等介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

げる基準に該当する場合における介護保健施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める人所者の数の基準  
施行規則第二百三十六条第一項の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められる人所定員を超えること。

厚生労働大臣が定める介護保健施設サービス費の算定方法  
指定施設サービス等介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

□ 介護老人保健施設の医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げについては、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める人所者の数の基準  
施行規則第二百三十六条第一項の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められる人所定員を超えること。  
老人保健施設の医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げについては、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める人所者の数の基準  
施行規則第二百三十六条第一項の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められる人所定員を超えること。

厚生労働大臣が定める介護保健施設サービス費の算定方法  
指定施設サービス等介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。